

令和6年度入学者選抜【前期選抜】募集要項

福島県立白河高等学校

〒961-0851 白河市南登り町54番地

電話 (0248)24-1116

1 募集学科・募集定員及び前期選抜の募集定員

学 科	募集定員	選抜方法	前期選抜の募集定員
普通科	200名	特色選抜	募集定員の20%程度
		一般選抜	募集定員から特色選抜の合格者数を除いた数
理数科	40名	特色選抜	募集定員の20%程度
		一般選抜	募集定員から特色選抜の合格者数を除いた数

2 通学区域

普通科、理数科の各通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、当該学科を志願する動機・理由が明白かつ適切である者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。

- (1) 特色選抜の出願は、本校における1学科とし、第二志望は認めない。
- (2) 一般選抜の出願において、普通科を志願する者については、理数科を第二志望とすることはできない。
- (3) 一般選抜の出願において、理数科を志願する者については、本校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、普通科を第二志望とすることができる。

6 出願期間

令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

- (1) 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (2) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡するとともに、434円分の切手(郵便料金84円+簡易書留料金350円の合計分)を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

- ① 入学願書、受験票用紙、入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したもの)
入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を入学願書に貼付する。ただし、志願者において消印しない。なお、出願取消しの場合でも入学検定料は返還しない。
- ② 特色選抜志願理由書(特色選抜出願者のみ。普通科A型用、普通科B型用、普通科C型用、理数科用の用紙を用いる。)
- ③ 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。中学校で作成する。)
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。なお、調査書の提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書、受験票用紙、入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したもの)
入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を入学願書に貼付する。ただし、志願者において消印しない。なお、出願取消しの場合でも入学検定料は返還しない。
- ② 特色選抜志願理由書(特色選抜出願者のみ。普通科A型用、普通科B型用、普通科C型用、理数科用の用紙を用いる。)
- ③ 健康診断書(令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの)
ただし、上記3(2)②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。
 - ① 郵送の場合には、2月16日(金)の消印有効とする。
 - ② 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 出願先変更

(1) 変更期間

- ① 令和6年2月9日(金)から2月14日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。
- ② 受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

(2) 手続・方法

- ① 本校設置学科間の出願先及び出願した選抜の変更にあたっては、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。なお、出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ② 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部(以下「特別支援学校」という)へ出願先を変更する場合は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願の提出があった場合、本校校長は前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
- ③ 他の高等学校及び特別支援学校から本校へ出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙(特色選抜に出願する者は、特色選抜志願理由書も含む)に前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生じる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」貼付する。
- (4) 手続に際し、すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 選抜方法・選抜資料

学力検査の成績、調査書の審査結果、特色面接(特色選抜のみ)、特色検査(特色選抜普通科C型のみ)の結果及び特色選抜志願理由書(特色選抜のみ)を併せて資料とし、総合的に判定して選抜する。

学力検査は国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の5教科を実施し、検査時間はそれぞれ50分とする。なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(1) 特色選抜 普通科・理数科

① 特色選抜で志願してほしい生徒

普通科	<p>A型(文化的実績等)：以下の(1)～(3)のいずれかに該当する四年制大学への進学希望者で、本校入学後もその分野でその能力やリーダー性を発揮して本校の活性化に貢献する意欲のある者</p> <p>(1) 生徒会役員、学校行事(文化祭・体育祭・修学旅行・合唱祭など)の実行委員長を経験した者</p> <p>(2) 部活動や地域クラブ活動の長を経験した者(運動系、文化系を問わない。)</p> <p>(3) 芸術・文化面で顕著な実績または高い能力を有する者</p>
	<p>B型(運動部で実技試験を実施しない)：中学校時代の部活動や地域クラブ活動等(本校にある部活動の種目)において顕著な実績をあげた者もしくは高い能力を有する者で、高校入学後もその種目の運動部に入部し、学業と部活動を両立させ、部活動においてリーダー性を発揮する意欲のある者。ただしC型以外の運動部とする。</p>
	<p>C型(運動部で実技試験を実施する)：中学校時代の部活動や地域クラブ活動等において顕著な実績をあげた者もしくは高い能力を有する者で、高校入学後もその運動部に入部し、勉強と部活動で高い目標を掲げ、特に部活動では上位大会出場を目指し、その実現に向けて努力し続ける者。以下の部活動に限る。</p> <p style="text-align: center;">野球 サッカー バレーボール バスケットボール 剣道</p>

理 数 科	中学校3年間の学習の成果が極めて優秀で高い学習意欲を持ち、将来の目標が明確で、高校卒業後に難関大学への進学を希望する者
----------------------	---

② 普通科 選抜資料

学力検査	5教科とする。各教科50点満点とし、合計250点満点とする。
特色選抜 志望理由書	中学校における実績、本校への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。志望理由書は点数化しないが精査する。
調査書	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」の記載項目は40点満点として、合計175点満点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。
特色面接	個人面接を実施する。面接は点数化し、A型及びB型では75点満点、C型では25点満点とする。 面接では中学校時代における活動及び成果獲得に向けた努力の過程、学びに向かう力や自己表現する力を評価する。
特色検査	C型は実技を実施する。実技については、対象とする部活動の各種技能や身体能力をみる。点数化し、100点満点とする。
満点	全体の満点は、A型及びB型が500点、C型については550点とする。

③ 理数科 選抜資料

学力検査	5教科とする。傾斜配点を実施し、数学・英語の2教科の得点をそれぞれ1.5倍して、満点を300点とする。
特色選抜 志望理由書	本校の当該学科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。志望理由書は点数化しないが精査する。
調査書	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」の記載項目は65点満点として、合計200点満点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。
特色面接	個人面接を実施する。将来の展望及び学びに向かう力や自己表現する力等を評価する。面接は点数化し100点満点とする。
満点	全体の満点を600点とする。

(2) 一般選抜 普通科・理数科

学力検査	5教科とする。各教科50点満点とし、合計250点満点とする。
調査書	「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は点数化しないが精査する。 部活動や地域クラブ活動等の記録については点数化しないが、精査する。
学力検査と 調査書の比重	同等とする。

11 学力検査・特色面接等の日程及び会場

(1) 学力検査の日程 令和6年3月5日(火) 午前9時～午後3時10分

※午前8時20分までに集合すること。午前7時40分を目途に開錠する。

8:20	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10	～15:30(予定)
点呼 諸注意	国語 (50分)	休 (20分)	数学 (50分)	休 (20分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (60分)	理科 (50分)	休 (20分)	社会 (50分)	諸注意	

(2) 特色面接・特色検査の日程 令和6年3月6日(水) 午前9時～

※午前8時20分までに集合すること。午前7時40分を目途に開錠する。

8:20

9:00～

点呼・諸注意	特色面接・特色検査
--------	-----------

(3) 会場 本校

(4) 持参するもの

① 3月5日(火) 学力検査

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規、腕時計

（ただし、和歌・格言や激励文等が印刷されている鉛筆、分度器、分度器機能を有する定規、下敷は使用できない。また、計算機能・言語表現機能を有するものや、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の通信機器類は持ち込むことができない。）

② 3月6日(水) 特色面接・特色検査

受験票、上ばき、実技試験に必要な服装等（特色C型のみ）、昼食（面接・検査が午後に実施される者のみ）

（面接・検査が午後に実施される志願者へは、中学校をとおして連絡する。また、計算機能・言語表現機能を有するものや、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の通信機器類は持ち込むことができない。）

12 追検査等の実施

(1) 追検査等の対象となる志願者

① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者

③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(2) 追検査等受験の手続き

① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。

④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付し、追検査を実施する。

(3) 追検査等の日程

追検査の内容については、出願と受験の状況によって下表の①～④のいずれかとなる。

	出願状況	前期選抜受験状況		追検査の内容
		3月5日(火)	3月6日(水)	
①	一般選抜のみの出願	欠席	/	学力検査
②	特色選抜のみの出願	欠席	受験	学力検査
③	または特色選抜と一般	受験	欠席	特色面接・特色検査
④	選抜の両方への出願	欠席	欠席	学力検査と特色面接・特色検査

※上表の①・②の場合は、学力検査のみを受験する。

※上表の③のうち理数科特色及び普通科特色A型・B型の志願者は、1日目の特色面接の時間に合わせて集合することとし、集合時間は在学（出身）中学校を通して連絡する。普通科特色C型の志願者の特色面接

及び特色検査は2日目とする。

※上表の④のうち理数科特色及び普通科特色A型・B型の志願者は、学力検査に続けて特色面接を実施する。

普通科特色C型の志願者の特色面接及び特色検査は2日目とする。

※追検査等の一部を受験する場合の日程等については、在学(出身)中学校を通して連絡する。

1日目 令和6年3月11日(月) 午前9時～

※午前8時20分までに集合すること。午前7時40分を目途に開錠する。

8:20	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	特色面接 (理数・普通AB)
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

2日目 令和6年3月12日(火) 午前9時～

※午前8時20分までに集合すること。午前7時40分を目途に開錠する。

8:20	9:00～
点呼・諸注意	特色面接・特色検査

※上表の③・④の場合で特色C型の志願者

- (4) 会場 本校
- (5) 持参するもの 上記11(4)を参照すること

13 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木)正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者には、当日「受験票」を確認のうえ、「合格通知書」を交付する。
- (3) 合格者発表について、電話による問い合わせには一切応じない。

14 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
一部未完了となった選抜の意思連絡書を令和6年3月7日(木)午後4時までに本校校長に提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領証を交付する。
なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きは、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによるものとする。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者が後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に記載のとおりとする。
- (5) 激甚災害(当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。)により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。
- (6) 県外等からの出願者は本校に問い合わせること
- (7) 上記以外の事項については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

*氏名の漢字表記については、コンピュータによる処理のため、原則としてJIS第1・第2水準の文字を使用します。合格通知書、入学後の名簿等の漢字氏名は、JIS第1・第2水準の文字に置き換えて表記することがありますので、あらかじめご了承ください。